

2. 上位・関連計画の整理

(1) 上位・関連計画における対象区域の位置づけ

1) 松阪市総合計画（平成 28 年 12 月）

10 年後の将来像 **ここに住んで良かった・・・みんな大好き松阪市**

松阪市総合計画では、「10 年後の将来像」を『ここに住んで良かった・・・みんな大好き松阪市』とし、それを実現するための取組を 7 つの政策としてまとめられている。

- 1 輝く子どもたち（子育て・教育）
- 2 いつまでもいきいきと（福祉・健康づくり）
- 3 活力ある産業（産業振興）
- 4 人と地域の頑張る力（地域づくり）
- 5 安全・安心な生活（防犯・防災）
- 6 快適な生活（生活基盤の整備）
- 7 市民のための市役所（行政経営）

また、対象区域である中心市街地に関連する主な取組としては以下のとおり位置づけられている。

【対象区域に関連する内容】

- 「3 活力ある産業 ⑤商工業の振興」
⇒中心市街地の活性化に向けた商業活動を推進する
- 「3 活力ある産業 ⑦観光・交流の振興」
⇒松阪市と他地域との情報・モノの交流を促すことで、交流人口の増加と、まちのにぎわいを創出し、地域産業の活性化につなげる
- 「4 人と地域の頑張る力 ①住民協議会・市民活動の推進」
⇒多様な市民活動団体などと行政が協働・連携して、地域に誇りと愛着を持てる住みよい活力あるまちづくりをめざす
- 「4 人と地域の頑張る力 ③文化の振興」
⇒地域の歴史文化遺産や伝統文化などが市民に親しまれ、愛されるように保護と活用の両立をめざす
- 「6 快適な生活 ⑤景観の保全」
⇒美しく、豊かな景観を次世代に継承していくとともに、誇りある景観を新たに創造し、また、歴史的なまちなみが残る地域のまちなみ保全に努める
- 「7 市民のための市役所 ③健全な財政運営」
⇒公共施設の削減率を高めるため、削減取組の進捗確認や個々の施設計画の見直しを行い、部局をこえた横断的な取組を展開する

2) 松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 3 月）

総合戦略の期間は 2015（H27）年度から 2019（H31）年度までとされ、総合計画に包括されるものとして位置づけられている。基本的な方向性は以下のとおりとなっており、三井高利を始めとした松阪商人や国学者本居宣長などの偉人を生みだしてきた風土・土壌の中で育まれる松阪市の心意気を『松阪イズム』として再認識し、継承し、そして進化させていくことで、江戸時代に花開いた“豪商のまち松阪”をめざすこととしている。

松阪イズム Matsusakaism

「継承と進化」

松阪市は古くより、交通の要衝として、また、宿場町として栄えてきました。
人や物、情報などが集まり、様々な財産が蓄積され、松阪市独自の豊かな文化が築かれています。
このことは、三井高利を始めとした松阪商人や、国学者本居宣長などの偉人を生みだす土壌となり、
今も市民の心や地域の中に息づいています。
こうして築き上げてきた風土・土壌の中で育まれる**松阪市の心意気を「松阪イズム」**として再認識し、継承し、そして進化させていきます。

松阪イズムを継承し、進化させたまちとは…

- 人・物・情報がどんどん集まってくる まち
- 世界に羽ばたく起業家を育成する まち
- チャレンジを応援する まち
- 松阪に愛着をもち、地域で助け合う まち etc.

あなたが思う、松阪イズムの継承と進化は何ですか？

「松阪イズムの継承と進化」のための 4つの重点プロジェクト

ま **つ** **さ** **か**

1 まいほーむ松阪プロジェクト 住みたい・住み続けたいまちをつくります。 定住促進	2 つぎの世代へプロジェクト 結婚・出産の希望がない、次世代を担う子どもを健やかに育てるまちをつくります。 少子化対策	3 さかえるまちプロジェクト 地域産業の活性化により雇用を生み、みんながいきいきと働けるまちをつくります。 雇用創出	4 ちある地域プロジェクト 地域の絆を深め、安全で安心な住みよいまちをつくります。 地域づくり
--	--	---	--

「松阪イズムの継承と進化」のための4つの重点プロジェクトを進めることで…

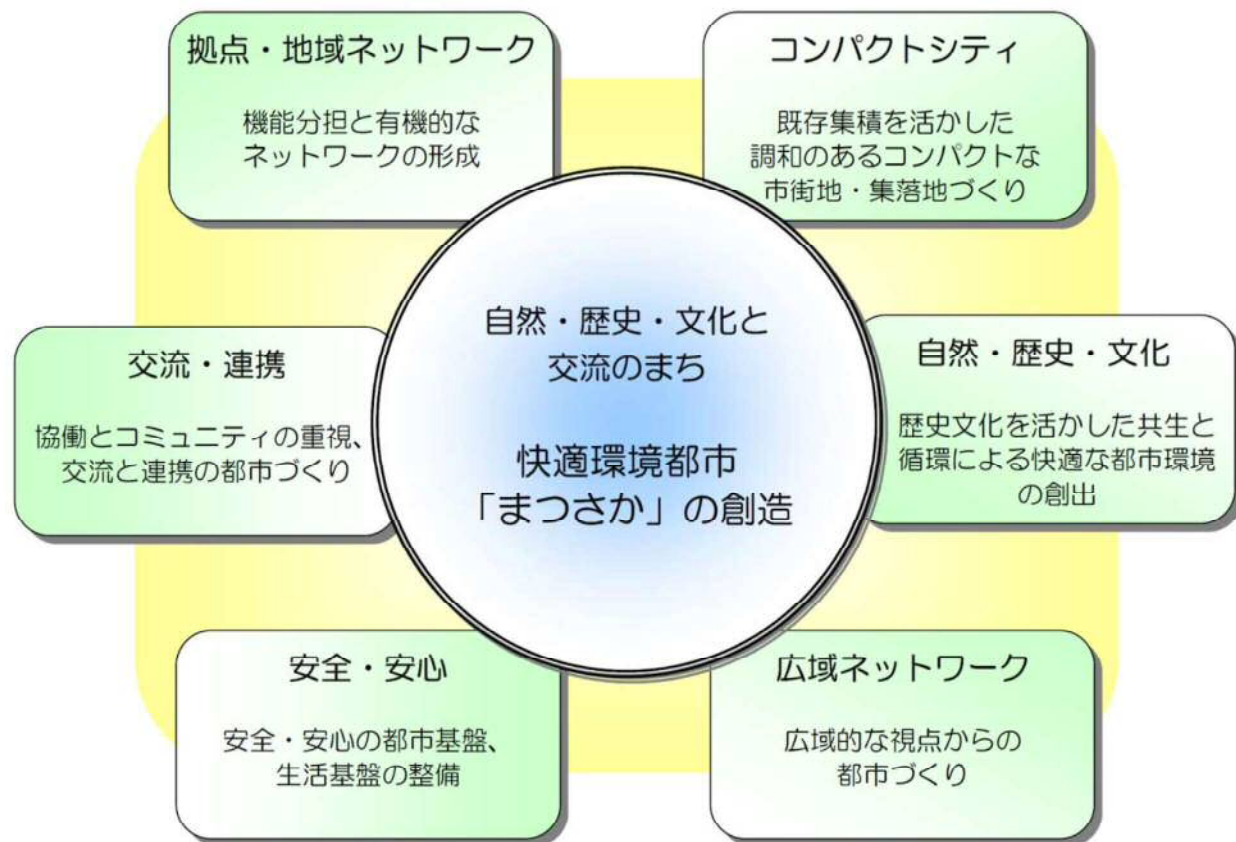
江戸時代に花開いた“豪商のまち松阪”を2060年までに復活させます！

3) 松阪市都市計画マスタープラン（平成 20 年 3 月）

都市づくりのテーマ（ビジョン）

自然・歴史・文化と交流のまち
快適環境都市「まつさか」の創造

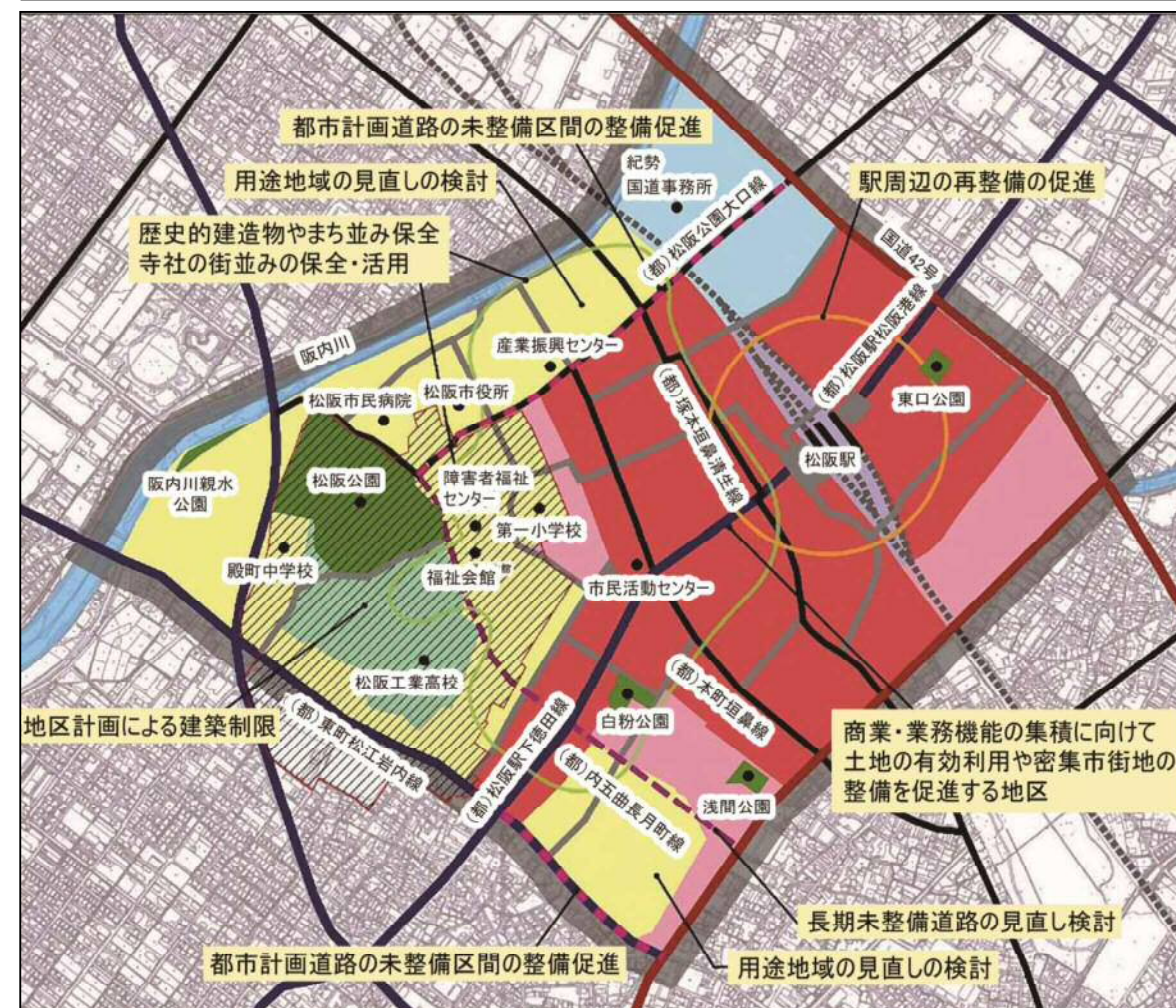
松阪市都市計画マスタープラン【計画目標年次：平成 37 年（2025 年）】では、豊富な自然資源や歴史文化施設の保全・活用を図りながら、人・経済・文化の交流や観光ネットワークづくり、福祉のまちづくりなどを推進し、誰もが安全・安心、快適に暮らせる土地利用、都市基盤の整備を進めていくこととしている。



なお、対象区域は、本市の都市核にふさわしい中心市街地として、商業・業務、文化機能の再生と集積を図るとともに、定住人口の回復に向けた土地の有効利用や密集市街地の整備・更新を図り、人々のふれあいと賑わいに満ちた活気のあるまちづくりを進めることを目標としている。また、松坂城跡や御城番屋敷（旧松坂御城番長屋）などの歴史的建造物や本町、殿町、魚町、中町などの歴史的なまちなみ景観など、歴史文化施設、景観などの保全と活用を図り、まちづくりを進めることを目標としている。

【対象区域におけるまちづくりの主要な柱】

- 商業・業務・文化機能の再生と集積
- 人口定住化の促進
- 密集市街地の整備
- 都市景観の整備
- 歴史的まちなみ景観の保全



記号	凡 例	記号	土 地 利 用
	広域幹線道路		低層住宅地
	幹線道路		中低層住宅地
	補助幹線道路		一般住宅地
	主な生活道路		住商複合地
	鉄道・駅		近隣商業地
	主な公園・レクリエーション区域		商業地
	主要公共施設等		商工複合地
	主な河川・水面		住工複合地
	市街化区域界		工業地
			集落環境保全地区
			農地等保全地区
	地区区分界		森林保全地区

図 2-1 松阪駅周辺市街地地域 整備構想図(出典:松阪市都市計画マスタープラン)

4) 豪商のまち松阪”活き生きプラン（平成 26 年 2 月）

平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間のアクションプランとして「松阪まちなか再生プラン」の内容を踏まえた上で『“豪商のまち松阪”活き生きプラン』が作成されている。

【理念】 「食」を感じよう！「歴史」を温めよう！！そして、「人の心」をつなげよう！！
 【基本目標】 まちの魅力を活かし 住み心地のよい 元気なまちなかにする！

1. 【歴史】 歴史・文化を体感し、次世代に継承する。
2. 【住】 住み心地のよい豊かな暮らしを実践する。
3. 【商】 おもてなしで千客万来の商店街にする。



歴史文化ゾーン	蒲生氏郷が築城をはじめた松坂城跡や、歴史的建造物の御城番屋敷(旧松坂御城番長屋)等があり、他にも本居宣長旧宅や記念館、三井家発祥地等の本市が輩出した歴史的人物に関連する史跡地が現存するゾーン
中心商店街ゾーン	6つの商店街が存在し、商店・飲食店等が立地するゾーン
駅拠点ゾーン	交通結節点である松阪駅を中心としたゾーン
沿道業務ゾーン	周辺市町を結ぶ幹線道路である国道42号の沿道で、商業施設・事務所等が立地するゾーン
居住ゾーン	上記以外のエリアで、主に住宅が立地するゾーン

図 2-2 中心市街地活性化ゾーニング

(出典:“豪商のまち松阪”活き生きプラン参照)

5) 松阪市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 5 月）

松阪市公共施設等総合管理計画は、効果的・効率的な公共施設等の最適化への取組を進めるため、平成 28 年度を初年度とし、平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間を計画期間として策定している。

公共施設等マネジメント 三大原則

- 1 まちづくりの視点から将来の公共施設を考える。
- 2 公共施設の総量を縮減する。（改修・転用・新設を行う場合には、複合化）
- 3 ライフサイクルコスト（LCC）を削減する。

【今後の全庁的な取組方針】

1. 個別施設計画の策定

（削減率は、平成 27 年度を基準とする）

期 間	削 減 目 標	個別施設計画（現行）
平成 28 年度～平成 37 年度	延床面積の 20%削減	延床面積の 8%削減
平成 38 年度～平成 47 年度	延床面積の 28%削減	延床面積の 9%削減
平成 48 年度～平成 57 年度	延床面積の 35%削減	延床面積の 11%削減
平成 58 年度～平成 67 年度	延床面積の 40%以上削減	延床面積の 16%削減

2. 情報の共有化
3. 公共施設等の保全方針の策定
4. 財産処分と活用方針の確立
5. 財源の確保対策
6. 推進体制の整備

6) 史跡松坂城跡整備基本計画（平成 28 年 3 月）

史跡松坂城跡の保存並びに活用整備に向け、「史跡松坂城跡保存管理計画」の内容を踏まえつつ、今後の基本的な整備の考え方と方向性を示している。

【史跡松坂城跡の将来像】

史跡松坂城跡は、松阪市はもとよりわが国を代表する貴重な歴史的文化遺産であることから、文化財としての価値の保存と顕在化の場であり、また優れた歴史的文化的環境を有した学習空間、公園空間、観光レクリエーション空間としての機能を有した、松阪市の物理的・精神的シンボル（モニュメント）である。

【整備目標】

- ①松阪市のシンボルづくり
- ②松阪市の歴史を継承し、かつ体感できる場づくり
- ③人々に親しまれ、多様な機能を供与する場づくり

(2) 法規制の整理 (土地利用)

1) 都市計画指定状況

対象区域における都市計画指定状況は、松坂駅前を中心に商業地域、周辺に近隣商業地域、第二種住居地域、準工業地域の用途地域指定がなされており、駅西側の一部は容積率 500%に指定されている。

また、殿町地区地区計画として、松坂城跡と四五百の森を中心とした歴史的な景観を守るべく、土地利用の方針が決められている。

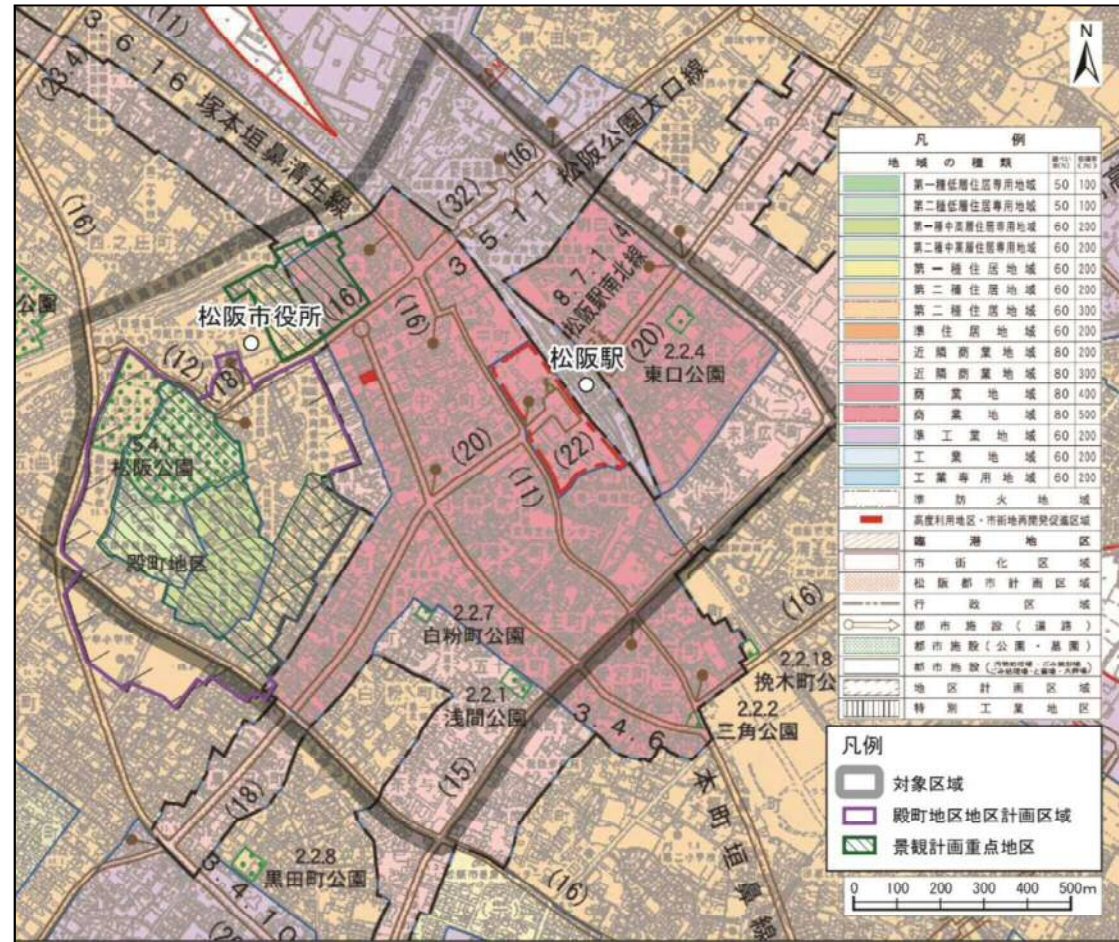


図 2-3 都市計画図および地区計画区域、景観計画重点地区

2) 景観計画重点地区

対象区域は松阪市景観計画区域に位置づけられており、「通り本町・魚町一丁目周辺地区」と「松坂城跡周辺地区」が重点地区に指定されている。

【通り本町・魚町一丁目周辺地区】

伊勢街道が位置し、商都松坂の城下町への玄関口として、三井、長谷川、小津などの豪商を輩出し、今もその名残りがみられます。また、蒲生氏郷による松坂城築城以来の都市構造である鍵型道路や、商家・豪商のまちなみが、現在の都市空間と共存し継承されています。

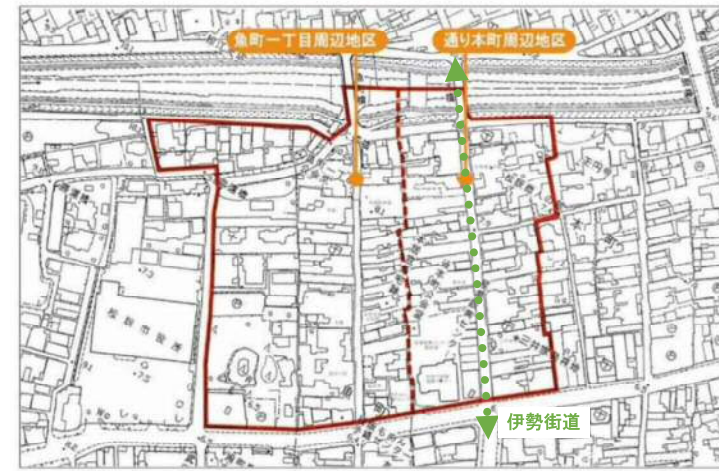


図 2-4 通り本町・魚町一丁目周辺地区(「松阪市景観計画」より)



【松坂城跡周辺地区】

城下町松坂の武家屋敷群として、城跡を背景に豊かな榎垣のまちなみが残り、重要文化財である旧松坂御城番長屋(通称:御城番屋敷)は、子孫が維持管理し、生活が営まれている全国的にも稀な武士の組屋敷です。

また、松坂城の外堀の跡である神道川に沿う一画は、かつて同心町といわれ、1戸当たり200坪前後の屋敷割りは往時の姿をとどめ、主屋や榎垣、植え込みが連続する良好な居住環境が維持されています。

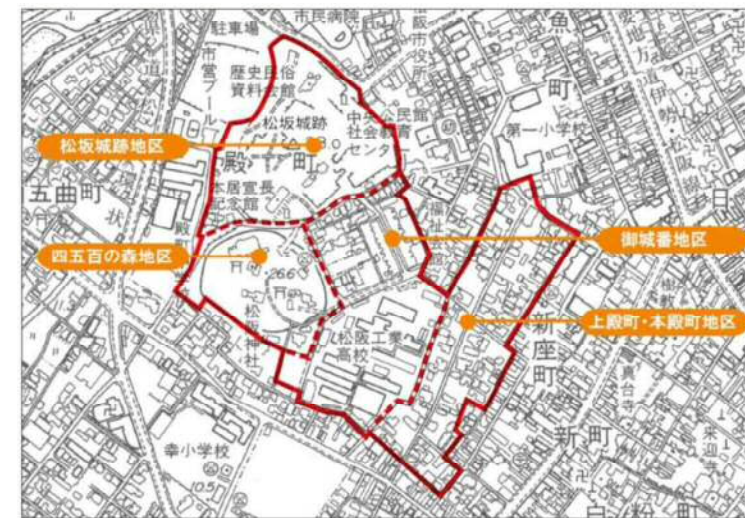


図 2-5 松坂城跡周辺地区(「松阪市景観計画」より)

